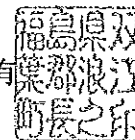




25 浪介福第 14-2 号
平成 25 年 4 月 10 日

福島県知事 佐藤 雄平 様

浪江町長 馬場 有



東日本大震災に起因する原発事故による長期避難世帯を被災者生活再建
支援法の長期避難世帯と認め速やかに支援金の支給を求める要望書

(趣旨)

今回の東日本大震災に起因する原発事故により、浪江町民をはじめとする多くの福島県民が故郷を離れ長期避難を余儀なくされています。福島県が一刻も早く原発事故による長期避難区域の世帯を被災者生活再建支援法の長期避難世帯と認め支援金を支給してくださいようお願いするものです。

(理由)

被災者生活再建支援法は、自然災害による被災者に対し、支援金を支給することで、被災者の生活の再建を支援し、生活の安定と速やかな復興に資することを目的とした都道府県の自治事務です。

岩手県及び宮城県では、津波などで壊滅的な被害を受け、社会的インフラが失われた地域の世帯に家屋調査を待たずに支援金が支給できる支援法の長期避難世帯の認定をいち早く行っておりますが、福島県では福島市の一部のがけ崩れ地域を認定されただけで、震災から2年1か月経過した今なお、原発事故による避難区域の長期避難世帯認定を認めず、放射線の影響で思うように家屋調査が進んでいない原発避難地域では支援金がほとんど受け取れない状態となっております。

県内は、他被災県と比べ復旧復興が遅れ、避難生活が続き、今なお震災関連死により大切な人命が一人また一人と零れ落ちております。国は被災者生活再建支援法の支給条件が自然災害の被害者のみであることから、国県・東電の人災である原発事故の被害者は対象外と限定解釈しておりますが、当町及び県も再三要望しているように、原発事故は自然災害が引き起こした人災であり、法は自然災害に起因して起きた事故までは対象外としておりません。よって一刻も早く、長期避難世帯認定をしていただき、生活再建支援金を被災者の皆さんにお届けできますよう、福島県はあきらめることなく再度、国に強く働きかけ、長期避難世帯とお認めくださいますようお願いいたします。

事務担当は、介護福祉課福祉係 湯川

電話 0243-62-0123

FAX0243-22-4261